

(別表)令和8(2026)年度日中の一時的な居場所提供業務委託(県北地域) 審査基準

- 1 審査項目及び評価内容の配点は下表のとおりとし、審査委員6名が採点します。
- 2 総合点が最も高い者を契約の相手方として選定します。
- 3 2の場合において、総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定します。
- 4 2、3に関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が70点未満の場合は、候補者として選定しません。企画提案者が1者の場合も同様とします。

審査項目			配点
(1)	業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。	10
(2)	提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	20
(3)	提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	10
(4)	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	15
(5)	業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	15
(6)	業務成果の中立性	適正公平な業務成果を示すことができるか。	10
(7)	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
(8)	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
合 計			100